

大 個 審 第 6 号
(答 申 第 355 号)
令和 2 年 6 月 30 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 長谷川 佳彦

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

令和 2 年 6 月 25 日付け治第 1295 号で諮問のありました「大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく社会復帰支援事業の実施に係る個人情報の取扱いについて」に係る大阪府個人情報保護条例第 7 条第 5 項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項については、審議の結果、その収集する要配慮個人情報については、事業の目的を達成するために必要不可欠と認められることから、下記事項に留意の上、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、収集又は利用・提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間経過後、遅滞なく消去するとともに、個人情報を含むデータは、機器内部の記憶装置から全て消去すること。
- 3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報（情報提供等の記録を除く。）を提供する場合において、個人の権利利益の保護のために必要があると認められるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的、取扱者の限定及び再提供の禁止などの使用方法の制限、使用期間の制限並びに使用状況の報告が必要なこと等を確認した上で提供すること。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

長谷川佳彦、島田佳代子、近藤亜矢子、嗟峨嘉子、丸山敦裕、西上治